

合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領

山口県森林組合連合会
制定 平成18年6月6日

第一 目的

本実施要領は、当連合会が平成18年6月6日に作成し、公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする森林組合等(以下「認定森林組合」という。)は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 事業者認定申請書の提出と審査

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする森林組合等は、別記1で定める「会員認定申請書」を当連合会へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当連合会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 当連合会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定森林組合は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非証明材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。

入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当連合会は認定森林組合に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定森林組合として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当連合会のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定森林組合は、証明材の出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定森林組合は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当連合会へ報告する。
- 2 当連合会は、認定森林組合からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当連合会は、必要に応じて、認定森林組合による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定森林組合は、当連合会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当連合会に協力しなければならない。

第十 認定森林組合の取り消し

- 1 当連合会は、認定森林組合が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

証明書の記載事項に虚偽があったとき。

認定森林組合から認定の取消申請があったとき。

- 2 当連合会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定森林組合に送付するものとする。

別記1 (会員認定申請書の様式)

会員認定申請書

平成 年 月 日

山口県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 :
会員の名称 :
代表者の氏名 :

貴連合会の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 :(別添のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況:(別添のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 :(別添のとおり)
- 5 その他(認定資格(ISO, JAS等)等を記入) :(別添のとおり)

別記1 (会員認定申請書の様式)

会員認定申請書

平成 年 月 日

全国森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 : 山口市駅通り二丁目4番17号

会員の名称 : 山口県森林組合連合会

代表者の氏名 : 代表理事会長 河村 建夫

貴連合会の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 :(別添のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況:(別添のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 :(別添のとおり)
- 5 その他(認定資格(ISO, JAS等)等を記入) :(別添のとおり)

別記2（会員認定書の様式）

会員認定書

平成 年 月 日

殿

山口県森林組合連合会
代表理事会長 河村 建夫

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る会員認定申請について、当連合会の会員認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

会員認定番号：

会員の所在地：

会員の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 平成 年 月 日～平成 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

森連販
平成 年 月 日

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

殿

会員の所在地 : 山口市駅通り二丁目4番17号
会員の名称 : 山口県森林組合連合会
代表者の氏名 : 代表理事会長 河村 建夫
会員認定番号 :

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目(注) :
- 3 数量(注) :

(注)

本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等上記の情報(会員認定番号、合法性証明材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。

丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。

商取引上の単位(m³、本、kg、枚など)にて記述して下さい。

森連販
平成 年 月 日

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

殿

会員の所在地 :
会員の名称 :
代表者の氏名 :
会員認定番号 :

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目(注) :
- 3 数量(注) :

(注)

本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等上記の情報(会員認定番号、合法性証明材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。

丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。

商取引上の単位(m³、本、kg、枚など)にて記述して下さい。

別記4 (合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告)

平成 年 月 日

全国森林組合連合会 殿

会員の所在地 : 山口市駅通り二丁目4番17号
会員の名称 : 山口県森林組合連合会
代表者の氏名 : 河村 建夫
会員認定番号 :

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の 取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領第八により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4月 1日 ~ 平成 年 3月31日	
2. 木材・木製品の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³
3. うち合法性・持続可能性の証明されたもの	原木(原料)入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³

備考:

(注)

上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。

原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記4 (合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告)

平成 年 月 日

殿

会員の所在地 :
会員の名称 :
代表者の氏名 :
会員認定番号 :

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の
取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領第八により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4月 1日 ~ 平成 年 3月 31日	
2. 木材・木製品の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³
3. うち合法性・持続可能性の証明されたもの	原木(原料)入荷量	m ³
	製品出荷量	m ³

備考:

(注)

上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合には持続可能性に係る記述を省略して下さい。

原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

認定会員の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

山口県森林組合連合会
代表理事会長 河村 建夫

貴森林組合については、平成 年 月 日付けで認定会員として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明に係る会員認定要領第十の規定により、 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 会員認定番号 :
- 2 会員の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 会員の所在地 :
- 5 取消の理由 :